議会運営委員会日程

平成27年11月27日(金) 午前10時 502会議室

日程第1 議員提出議案について

(1) 議員提出議案第2号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並 びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 意見書案について

(1) 意見書案第16号 川崎市における政府関係機関の地方移転に関する意見書

日程第3 11月30日(月)の本会議の運営について 【別紙「11月30日(月)の本会議の議事要領」による】

日程第4 その他

議員提出議案第2号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例 の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第 13条の規定により提出いたします。

平成27年11月26日

川崎市議会議長 石 田 康 博 様

提出者 川崎市議会議員 廣田健一

ル 花輪 孝一

市 古 映 美

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例 の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条 例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条 例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 平成28年4月1日から施行する。

提案理由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。

意見書案第16号

川崎市における政府関係機関の地方移転に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年11月26日

川崎市議会議長 石 田 康 博 様

提出者 川崎市議会議員 廣 田 健 一

ル 花輪 孝一

川崎市における政府関係機関の地方移転に関する意見書

政府は、昨年12月に閣議決定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏以外の43道府県から地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案募集を行い、その結果、川崎市に本部のある国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と川崎市殿町地区(キングスカイフロント)に移転が決定している国立医薬品食品衛生研究所の二つの政府関係機関について、5県から移転の提案があった。

地方創生を推進することにより、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある社会を維持していくことは重要な課題である。

しかしながら、国立医薬品食品衛生研究所が移転を予定するキングスカイフロントは、 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区や東京圏の国家戦略特区の中心的なエ リアとして、我が国の国際競争力強化に向けた成長戦略拠点の形成に取り組んでおり、そ の中でも国立医薬品食品衛生研究所はここに集積するライフサイエンス分野を中心とした 先端的な企業や研究機関の中核的な施設の一つである。

同様に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構にあっても、これらの 特区のエリアにあり、エネルギー技術及び産業技術の発展を通じた経済及び産業の振興に 多大な貢献をしている。

これらの二つの政府関係機関の地方移転が現実のものとなれば、国の経済のエンジンは大きな歯車を失い、国策である成長戦略を自ら失速させることになる。

よって、国におかれては、我が国の成長戦略に及ぼす多大な影響を考え、本市に立地 し、及び移転を予定している二つの政府関係機関の地方移転を行われないよう強く要望す るものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 宛て 経済産業大臣 厚生労働大臣 地方創生担当大臣

11月30日(月)の本会議の議事要領

1

日程第1 分割議案2件を一括上程

議案第210号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第211号 平成27年度川崎市一般会計補正予算

(1) 委員長報告 (日程第1の議案2件)

総務委員長からの報告

- ∼ 委員長報告に対する質疑 ∼
- (2) 討論
- (3) 採 決

議案第210号及び第211号の2件を起立により一括採決

2

日程第2 議員提出議案1件を上程

議員提出議案第2号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支 給条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決]

3

日程第3 意見書案1件を上程

意見書案第16号 川崎市における政府関係機関の地方移転に関する意見書 [上程、提案説明、自席質疑(討論)の後、直ちに起立により採決]

平成27年第5回川崎市議会定例会議事日程第2号

平成27年11月30日(月) 午前10時 開 議

第 1

議案第210号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第211号 平成27年度川崎市一般会計補正予算

第 2

議員提出議案第2号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する 条例の制定について

第 3

意見書案第16号 川崎市における政府関係機関の地方移転に関する意見書

川崎市議会議長 石田康博様

総務委員長 吉沢章子

総務委員会審査報告書 (議案)

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議 規則第77条の規定により報告します。

記

議案第210号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について (原案可決)

議案第211号 平成27年度川崎市一般会計補正予算

(原案可決)

発言通告書

平成27年11月26日

川崎市議会議長 様

会派名	自由民主党	
発言者氏名	廣田 健一	
<u> </u>	AH N	
予 定 時 間	3 分	

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第16号の提案説明
(川崎市における政府関係機関の地方移転に関する意見書)
•

